

〔江談抄雜二事〕小野宮右府嘲範圍五位藏人事

故小野宮右府實藤原資被參陣、伴日範圍自甲斐前司補五位藏人之日也、右府不被甘心、則成嘲、被問

人云、甲斐前司ニハ誰カ罷成タル云々、宇治殿藤原賴通聞食此事、被仰云、以大臣以上之身居陣座、被

嘲、朝議事不可然云々、則被勸發、以經賴爲勸發使云々、其時藏人頭ハ經輔也、仍被示彼頭、隨申其由

也、宇治殿被答仰、後日右府怨經輔云々、

〔枕草子六〕つくも所の別當する比、たれがもとにやりけるしかあらん物のゑやうやるとて、これ

がやうに仕るべしとかきたるまんなのやうもじの世にしらすあやしきを見つけて、それがか

たはらにこれがま、につかうまつらば、ことやうにこそあるべけれど、殿上にやりたれば、人

人とりて見て、いみじうわらひけるに、おほはらだちてこそうらみしか、

〔古今著聞集三公事〕一條院御時、束帯にて殿上の日給にはあふべきよし起請有けるに、堀川右大臣

宗賴殿上人にておはしけるが、片足に鞆をはきて、身をば殿上のまへの立部にかくして、鞆はき

たる片足ばかりを指せて、藏人に見せられたりければ、かやうの事嘲哢に似たりとて、起請やぶ

られにけり、

〔江談抄雜二事〕四條中納言嘲弼君顯定事

四條中納言藤原定賴爲藏人頭之時、嘲弼君顯定、誰吐虛誕、爲宇治殿藤原賴通仰云、某申、宇治殿聞食被

勸發、定賴云、攝政關白ナドハ、人ノ嘲哢スル者ニモ非ズ、依此事半年許蟄居云々、顯定宇治殿方人

也云々、定賴二條殿賴通弟方人也、故有意緒歟、古今藏人頭、久被處、勸例事之例云々、

〔江談抄雜五事〕勸解由相公誹謗保胤事

勸解由相公藤原國常誹謗保胤、保胤守庚申序云、夫庚申者、古人守之、今人守之、勸解由相公嘲之云、

古之人守、今之人守ト可讀ト云々、又以書籍不審事問保胤、保胤常稱有々、仍勸解由相公爲試保胤